

明治大学公的資金不正防止計画

<方 針>

明治大学（以下「本大学」という。）は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定(平成26年2月18日改正)）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）を踏まえ、公的資金の不正使用を防止するため、本大学の現状に基づき「不正防止計画」を制定し、同計画の着実な推進を通じて、公的資金の適正な運営・管理及び監査体制の整備・構築に万全を期していきます。

1 ルールの周知及び関係者への教育

公的資金の使用に関わる機関統一ルールとして、全ての構成員に対して「明治大学における研究費等に関する使用マニュアル」の周知徹底を図るとともに、例外処理の常態化等、運用実態との乖離が生じないように、毎年、マニュアルの見直しを行い、公的資金の適正な運営・管理を推進します。

また、自らのどのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解させるための「コンプライアンス教育」とともに、不正行為を抑止するための環境整備に向けて「研究倫理教育」を研究活動等に携わる全ての構成員を対象に実施することにより、研究活動における不正防止への意識向上を図ります。

2 予算執行状況の定期的な把握及び検証

事務部門として当初の予算執行計画を把握するとともに、当初計画に比較して著しく遅れていないか等、その執行状況を定期的に確認することにより、特定の時期に偏ることのない適正な予算執行を推進します。

また、物品等の発注段階において支出財源を特定し、予算執行の状況を遅滞なく把握するための体制整備を進めるとともに、予算執行状況の分析を通じて特定業者との関係に留意する等、不正発生リスクを最小化するよう努めます。

3 発注・納品・検収・管理に関わるチェック体制の強化

物品及び役務の発注から検収にかかる体制について、研究の円滑かつ効率的な遂行に配慮しながらも、当事者以外によるチェックが有効に機能するよう、各キャンパス検品室における物品の納品確認を通じて、業者による納品物品の持ち帰りや反復使用等の不正取引の防止を徹底します。また、データベース、プログラム等の特殊な役務や成果物のない機器の保守・点検等に対する検収を着実に実施するとともに、換金性の高い物品の適切な管理を推進します。

あわせて、不正な取引を防止するため、取引業者に対して本大学の発注・納品・検収に関わる体制を十分に周知するとともに、誓約書等の提出を通じて、不正対策に関する方針及びルールへの理解を深めます。

4 非常勤雇用者及び出張旅費に関わる管理機能の強化

公的資金を原資とした事業等に従事する研究員やアルバイト等の非常勤雇用者について、その勤務状況確認等の雇用管理を研究室任せにせず、事務部門において勤務内容や賃金等に関わる説明を採用時に行うとともに、出勤簿等を活用して勤務事実を確認する等、適正な雇用管理を推進します。あわせて、非常勤雇用者の一部を対象に、勤務実態に対するヒアリングを行う等、勤務事実の定期的な確認を通じて不正事案の発生を未然に防ぐよう努めます。

また、公的資金による研究出張旅費の管理について、研究部門のみの管理から全学的な管理へとチェック体制を拡大して二重払いを防止する等、適正な管理手法の検討を進めます。

5 本計画を着実に推進するための監査体制の整備

研究機関全体の観点から不正防止に関わる事務を統括する研究倫理オフィスと内部監査部門である監査室の連携のもとでモニタリング体制を整備し、重点的かつ機動的な監査（リスクアプローチ監査）の実施を通じて、不正発生のリスクを最小化するための恒常的な組織的牽制機能の充実強化を図ります。

また、毎年の監査結果等を踏まえて、不正防止計画の見直しを行うとともに、モニタリングの結果やリスクが顕在化したケースを機関全体で共有することを通じて類似事例の再発防止を徹底する等、PDCAサイクルに基づいた不正防止計画の推進を図ります。

以 上